

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷、杉左近 075-611-5371)

件名	手すり設置（日野岡西公園）
内容	1 業務の目的 本件は、公園の階段に手すりを設置し、公園利用者の利便性及び安全性を確保するものである。 2 履行期限 令和8年11月27日限り 3 履行場所 京都市伏見区日野岡西町 地内（別紙1参照） 4 業務内容（別紙2参照） ○手すりの設置 ※手すりはHR-S8.5（ダークブラウン）と同等品以上を階段両端に設置すること ※手すりのビーム両端には端末エルボを取り付けること ※手すりの設置には支柱用のコア穿孔業務も含む ※手すりの設置には現地の階段に合わせた加工等も含む ※コア穿孔等の際は粉塵等が周囲に拡散しないように措置をとること ※工事中及び養生中はカラーコーン等を設置して工事中であることを周知し、公園利用者等の安全を確保すること ・作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。特に、施工時期については、施工日の1週間前には地域に周知を予定しているため、監督職員と打ち合わせを行うこと。 ・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。 ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6 留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。 ・作業中に発生したコンクリート殻等については、受注者の責任において適切に処分を行うこと。 ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。

	・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。 ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。 ・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。 ・作業中、近隣住民からの要望、公園利用者及び通行者からの要望・苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。 ・作業は平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。 ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。
--	--

箇所図

別紙 1

135.813158,34.934325

135.815173,34.934325



135.813158,34.932259

1 / 1000

135.815173,34.932259

注釈1

✕ 業務箇所

設置イメージ

